

令和 7 年 第 4 回

北本市議会改革特別委員会会議録

令和 7 年 9 月 3 日 開 会

北 本 市 議 会

議会改革特別委員会

1. 開会年月日 令和7年9月3日(水) 午前 9時50分
2. 出席委員 工藤日出夫委員長 中村洋子副委員長
桜井卓委員 小久保博雅委員
湯沢美恵委員 島野和夫委員
高橋誠委員 永井司委員
滝瀬光一委員 大嶋達巳委員
保角美代議長
3. 欠席委員 (0名)
4. 説明のため出席したもの(0名)

事務局職員出席者

関口智明	局長	佐藤慎也	参事
金子瑠美	主査兼GL	小林範之	主査

開会 午前 9時50分

○工藤日出夫委員長 おはようございます。

ただいまから第4回議会改革特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、本日の委員会の傍聴については、これを許可しますので御了承ください。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

日程第1、北本市議会議員相互間の自由討議（議員間討議）に係る論点整理についてを議題といたします。

前回は、急用があつて欠席いたしまして、大変申し訳ありませんでした。御迷惑をかけたことお詫び申し上げます。

それでは、今日、皆様方のところに事務局のほうで用意していただきました北本市議会議員間の自由討議（議員間討議）に係る論点整理という草案の資料を配付させていただきました。この間、八王子市への議運の視察等も含めて議員間の討議については様々な形で検討してまいりました。様々な資料を精査しながら、現在北本市議会として考えられる1つの形としてはどうかということで、事務局とも打合せをしながら草案として出したものが今日皆様方のところにお届けさせていただいているものでございます。実際に議員間討議は実施してみないと文章だけではなかなか理解できない部分が多いのではないかなと考えております。

この間のアンケートでも、議会基本条例の中に規定されている中で最も行われていないのではないかと皆さん自身も認識されているのがいわゆる議員間討議の部分でありましたので、今回の議会改革の一環として議会基本条例にも定めてある議員間討議、委員間討議については、実際に運用ができる状況にした形でガイドラインをつくりたい、このように考えております。

事前にこの草案を皆様方のところに配付させていただいておりましたので、私から簡単に確認をするような形で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず、ガイドライン制定の目的という部分でございます。これは議会基本条例の23条に議員相互の討議という項目の規定がありますので、まずこの23条を実行していくということが一番大きな目的になるということでございますので、ここは私のほうから特別説明をすることなく、これはこの形で進めたいと思います。

議員間または委員間討議の意義という2番目の項目がございまして、委員相互の討議の23条の中でも述べているとおりでございまして、1つの議案または意見書、請願といったような議案を各委員会の中で審査する中において、質疑だけではなく議員同士で様々な意見を交換する、賛成、反対も含めて意見の食い違っている部分がある程度明確にしていくということをしていくというのが討議の1つの大きな目的でありますので、そこについては何か皆様のほうから御意見ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○工藤日出夫委員長 これまでこういう形のものというのをやっていないので、私自身も含めてなかなかイメージとして具体的なものになりにくい部分はあるんですけれども、いずれにしても1つの問題点の合意形成をどのようにしてつくり出していくのかという過程の中に委員間なり議員間の討議があるんだろうと思うんです。

今までは、どちらかというと執行部が出したものであれば執行部に質疑をして、そして最終的には討論、それぞれの立場で反対する、反対の意見を述べて採決をするということでしたけれども、質疑と討論の間に、この問題点について私はこうだと考えるんだけど皆さんはどうでしょうかという賛成的な意見、また反対的な意見を組み合わせながら問題点の深掘りをしていくということなんだろうと思うんですけれども、大嶋さん、何か御意見ございますか、今の委員間討議の意義というところで。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 まず、第23条の第1項には、議会は言論の府であることを認識し、議員相互間の自由闊達な討議を中心とした会議の上に努めるものとする。今ここでやろうとしている自由討議、議員間討議というのはちょっと形式ばった形の部分を想定されているんだと思います。

この議員相互、相互ということは2人以上議員がそろった場合に、当然何らかの意見のやり取り、これはもう討議だと思うんですけれども、そういったことも含めて、全ての場において言

論の府であるということで意見の交換、何らかの発言、討論、討議、そういったものをするのが議員の役割だと思いますから、この中でやるとして、まず、2項と3項、これは大きく異なるんですけれども、2項は議案の審議、審査ですから、それは出された議案についてやるもの、3項については、そういったものを抜きにしてフリーな形で何らかの合意形成、意見集約を図るものだと思いますので、差し当たって必要となるのは2項のところ、これの対応ではないかなと思います。

今、議員討議ということをお話そうとしていますが、すけれども、まず、言葉として討議という言葉が使われていますけれども、その一方で討論という言葉もあります。これはもう既に議会の運営の中で、議案に対しては上程された後に質疑、討論、採決という中の討論もありますけれども、この討論と討議は違うんだという部分をひとつ認識する必要があるのかなと思います。

ですから、討論というのは、基本的には議案に対する意見の表明ですから、議案そのものに対して賛成、反対の意見を述べるというものですので、それに対して討論ですから、討論が必要となってくるのが、恐らく、これは私の考えですけれども、提案された議案をそのまま何もいじらなければ討論でいいと思いますけれども、その議案をいじる、何らかの意見の集約が必要だということが生じた場合に討議が必要になってくるのではないかなと。討議の結果、全く元のまま変わらないケースもあれば、元の議案が

変わるケースもあるし、元の議案は変わらないけれども附帯決議をつけたらいいような、そういった一部修正的なものもあるかと思うので、そういう流れの中で討議ということになるかと思います。

さらに、先ほど議員間での意見の相違みたいなのがありましたけれども、もしそういったところまで含めるのであれば、通常の議案審査等の中で、その中では議員は執行部に対して質疑しますけれども、そのやり取りの繰り返しですが、その過程において、質疑をした議員に対して疑義が生じた場合に、議員からその質疑をした議員に質疑をするというのも含めるのであれば、それはちょっと流れの中でどうかなと思う部分もありますし、今想定されているのは、討議の場を改めて設けるようなイメージがありますので、そうであれば今言った部分は含まれませんし、討議の場を何らかの形で誰かの発議等で設けるのであれば、その中で討議をするのが一応一番はじめにやるのではいいのかなと考えます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員の御発言の中で、議案の中で、ある意味明らかになっている部分を2項の中では想定しているんじゃないか。3項では、議案とは別にある意味では自由討議のような形で出てきたものを討議という形で進めていくという、大きく2つぐらいの御意見だったのかなと思います。

討論と討議と何が違うのかというようなお声をいただいたりすることがあるんですけども、

それはそれなりに言葉の定義みたいなものはあって、ある程度言葉の定義についての共通の認識は必要なのかなという気はいたしますけれども、これまでも議員間討議のようなものは休憩をして意見交換をするという形のような中ではやってきていると思うんです。例えば請願が出てきて、請願の取扱いをどうするのか、じゃ暫時休憩いたしますという形でやってはいるんです。全くできていないということではない。そうではなくて、休憩を取らないで委員会の中で行う、または本会議の中で行うということになりますと、休憩中ですと多少横に外れたりということもあれですが、やっぱり委員会の中になると、ある一定の条件の中に収まっていないとなかなか話がまとめにくいということがあるので、そういう意味で議長のほうからガイドラインが必要なんじゃないでしょうかという諮問だったんだと思うんです。

どこかのやつを持ってきて、言葉だけでつくってしまつて、じゃこれでいきましょうかというのもちょっと乱暴過ぎますし、実際に自分たちの議員としての成り立ちの中で、ある程度やっぱりきちんと実行性が伴っていないとなかなか成果も上がっていかないんじゃないかということもあります。

議員間討議の意義というところについては、言葉で表現をするということは別にしても、全体の中ではそれなりに必要なものですね、やったほうがいいですね、あったほうがより深まるんじゃないでしょうかというような意識的

な共通項はあるんだと思うんですけども、桜井委員は、この議員間討議の意義についてはどのようにお考えになられていますか。

○桜井 卓委員 ここに書いてあるような、『論点整理や争点を明確にし』、この「整理」は要らないと思うんですけども、論点や争点を明確にして話し合いを重ねる、つまり参加者の一人ひとりの意見を聞きながら、聞くだけでなくそれをぶつけ合って合意形成を図っていくということだと思うんですけども、私、もう一つ大事だなと思っているのは、客観的なデータだったりとか根拠みたいなものが示されずに討論をされているんじゃないかと思うようなこともあったりするので、例えば奥州市のガイドラインなんかを見ると、これは議員間討議の場で使われているかどうか分からないんですけども、ChatGPTなども活用しながら、その都度、根拠どうなんだとか、データどうなんだとか他市の状況はどうなんだとかというのを確認しながら議論を進めているというのが伺えたんですね。

そういうところって非常に大事だなと思っていて、何かそういった単純なお互いの意見を言うだけじゃなくて、そのときにちゃんとその根拠だったり、論拠だったりデータみたいなものを示すということがすごく大事なんじゃないかなと、いちいちそれをその場で確認していくというのは正直時間もかかるし骨も折れることなので、基本的に意見を言う人は、ちゃんとその意見を言うときに、それが求められたときには

ちゃんと提示できるようにしておく、責任を持って意見を出すというところが必要なのかなと思っています。そういった下に基づいてしっかりと議論をするというのが大事なのではないかなと思っています。

○工藤日出夫委員長 討議を進めていく中で、感情的な言葉のやり取りではやっぱり建設的な討議にはならないだろうなという認識は持っています。そういう意味で、今、桜井委員がお話になられたように、自分の発言をしている内容の裏づけというようなものが、ある意味きちんと客観的なデータや何かそれなりのきちんとした法令といったようなものに合ったような形で展開してかないと、言葉のやり取りだけの感情的な意見交換になって、最後は何かあの野郎この野郎みたいなものだけが残ってしまうという形になるのがある意味では非常に危惧されるころだと思うので、そこは重要な要素だなということは、今、私も桜井委員のお話を聞きながらそういう受け止め方をいたしましたけれども。

小久保委員は何か委員間討議の意義みたいなものの中で御意見ございますか。

○小久保博雅委員 討議していく中でというのは、これ自分の気づきがなかったところを気づかされたりとかですね、すごく意義のあることだと思うんです。ただ、全くみんなが一致することというのは私は100%あり得ないと思うので、この討議をどこで終息するのかというのが非常に難しいことじゃないかなと思います。

全員が分かったというのは、討議する必要の

ないようなものであればそうでしょうけれども、議員間討議をやらなきゃいけないというような課題に対して、全員の意見が収束するというのはあり得ないと、だから、どこでこの討議をエンディングにするのかというのは一つの課題かなと思っています。

○**工藤日出夫委員長** 全くそのとおりだと思います。八王子市の視察に行ったときも、やはり委員長というか、進行係というのかの力量が非常に問われますよねというような中で、そういう説明があったように記憶をしまして、そこはそのとおりですね。どこかで打ち切らなければならぬ、打ち切るときに、幾つかの意見があったものを幾つかの意見があったというところで閉めるのか、幾つかの意見があったところを最終的なところまでまとめていくというのは、やはりそれを進めていくファシリテーターのような役割を持った進行をしていくということの訓練はかなり必要なのかなという気は私もしております。そうなるとなかなか実施も思いながらも、でも、そろそろこういう時期に来ていますので、何とか進めていきたいなとは思っていますけれども。

小久保委員。

○**小久保博雅委員** そのことが時間制限なくてよいのかと、そこに全部かかってくると思うんですよね。

○**工藤日出夫委員長** そんなことで八王子市では10分と決まっていましたね。ちょっと短いじゃないかと思いましたけれども、八王子市は10分

みたいな話をしていましたけれどもね。

滝瀬委員。

○**滝瀬光一委員** 資料として配られた草案の中の議員間討議の意義に書かれているとおりでと思います。それ以上のものはございません。

○**工藤日出夫委員長** 今、4人の方から委員相互の討議の意義について御意見をいただきまして、おおむねこのペーパーに書かれてあるような内容の中で1つ重要なのは、やはり方法論の中ではあると思うんですけども、やっぱり論点を明確にするという意味においては、それを根拠、データ、何かの具体的な客観的な背景をやはり持っていくということはなかなか、かなり重要な要素の一つになるのかなということがありました。

そして、今、小久保委員からありましたように、最終的にどの時点でどれぐらいの時間の中でどうやって収束させていくのかというところは多分やり始めたらなかなか難しいだろうなと思いますけれども、これらについてもこれからの実施に向けた課題の中で進めていく中で1つの方向性みたいなものを出したいと思います。

実施の方法については、ここに書いてありますような形で、1つは本会議、定例会や臨時会の中で、そしてもう一つは委員会、常任委員会や特別委員会の中で行うということです。いきなり本会議の中でというのはなかなかハードルが高いのかなという気持ちもしないでもないので、常任委員会なり特別委員会の中で、この委員間討議の実施については、多少訓練的なも

のも含めてどこかでテーマを決めて何かやってみてもいいのかなという感じはしております。

次のページに、討議事項について、議案または請願の中で、次に該当した案件を会議に諮って行うものとするというふうには今の草案の中では出ておりまして、1つは、論点・争点を明らかにできるものであるということです。問題が顕在化しているもの、料金や使用料の値上げなど、市民生活に影響が大きいものといったようなことが委員間討議のテーマとしては考えられるんじゃないかというような、今、草案の中ではこのように示されておりますけれども、これ以外のも、またはこの中でこういった形になるのかといったことについては何かございますか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 まず、論点・争点を明らかにできるものに関しては、正直、通常の議案審査の流れの中で、今までの流れで言うと、各会派なり議員が自分の考えを主張するのが本当に討論の時間なかったと思うので、なかなかこれを明らかにできるものと言われても難しいかと、どうやってこれを決めるのか、人それぞれの考え方が分からないので、例えば議案が出たときに、各議員が私はこれに関してはこう思うというのは何か表明する場面があれば明らかにできるんでしょうけれども、おっしゃることは分かるんですけども、具体的にどうやってこれを明らかにするのかというのはよく分からないし、その次の問題が顕在化、問題が顕在化というのもち

よっと抽象的過ぎて、この表現が、何を言っているのかよく分からないですね。ウに関しても、なぜこれだけ特出しをされているのか。ちょっとこのア、イ、ウは一体何を参考に書いたのか分からないんですけれども、どういう考え方でこの3つを規定したのかというのがちょっと私には全く理解ができなかったです。

○工藤日出夫委員長 事務局では、長野県飯田市の議員間討議のやり方の中の一つとして、自由討議の対象として議案審査の中では論点が明らかな案件、または問題が顕在化しており、議案としての熟度が低い案件、料金や使用料の値上げなど市民生活に影響が大きい案件といったようなことを飯田市では自由討議の中で行って、請願や陳情の審査においては、同じくやはり請願や陳情においての論点が明らかな場合、同じように新たな意見を動議により提出する場合には、必要に応じて自由討議の実施を可能とするといったような中身になっておりまして、これを参考にしながら今回の草案に入れて行ったというような経緯があるようです。確かに、論点をどうやって明らかにするのか、または問題が顕在化している、顕在化というのはどんな形に具体的になるのかということについての疑問を桜井委員から今提案されておりますけれども、現状としては、このような資料を使って参考にしてまとめたという状況であります。

桜井委員。

○桜井 卓委員 参考にしたのはいいんですけれども、参考にしたのは理由にならないじゃない

ですか。その意味が分からないって言っているわけですよ、今言ったようなこと。だから、例えばこれだけ読むと、(2)は、ア、イ、ウのこの3つのいずれかに該当するものに限って諮ることができるというような捉え方になるから、例えば例示としてこういったものが考えられますよぐらいの書き方であれば別に曖昧でもいいと思うんですよ。でも、この書きぶりだと、私はこの3つどれかに当てはまらなと駄目みたいな読み方をされちゃうんで、それだとちょっと。どうやってこれをやるのか、今まで出てきたものだったら、例えばこういったものがこれに該当するのかとか、そういったところを明らかにして、ほかの市がどうだからじゃなくて、ほかの市が規定されているものが、確かにこれこれこういうことでいいなということで、確かにそのとおりだということでここに書いたんであれば、どこのガイドラインを参考にしたかというのはどうでもよくて、何でこれが必要なのかということをちゃんと説明していただきたい。

○工藤日出夫委員長 討議の必要性とか意義の中でも先ほどありましたように、問題点を明確にして、最も合意形成を図っていく上で必要な以前交換というか議論をしていこうということが一番の大きな意義の中の一つですので、そういう意味では、議案であったり請願であったりした場合は、この討議の論点が明らかにできるような内容であったときには会議に諮れるんじゃないのかという意味だと思うんです。

このとおりにならなければならないということ

だけでなく、そのために今日は皆さんにいろんな意見を伺いながら、もう少し実用化に向けて内容も少し直していこうということでございますので、1つについては、やはり討議の意義の中では問題点を明らかにしながら、それぞれの立場の違いを討議をしていくということです。で、そういう意味で論点を明らかにできる、また問題が顕在化しているということについても、確かに桜井委員が御指摘のように、明確にそれぞれがなかなかできないものもあるのかもしれませんが、やはり議案の中の問題点、または請願の中の現実の問題も含めた問題点が、その中から、明らかにこれは問題ないんじゃないのかといったようなところが出てきたときには、争点化しやすいというようなこともあっての多分書き込みではないのかなという感じの受け止め方を私はしながら、今、皆さんにお尋ねをしているところでございます。

桜井委員。

○桜井 卓委員 これガイドラインとしてつくるので、これによって運用していくわけですよ。委員長なり議長が議員間討議をするかどうかというのはこれから決めるのかどうか分からないですけれども、要は、例えば議員間討議をした、討論をしたいということを求めたときに、じゃあなたこれ証明しなさいと、何に該当するか証明しなさいと、問題が顕在化していること、論点を明らかにできるものであることを証明しなさいと言われたときに、できないんじゃないかやりませんよということにならないようにしな

きやいけない、それがルールじゃないんですかね。逆に言えば、どういった場合ができないのか。

○**工藤日出夫委員長** いや、できない場合もあるかもしれないし、最終的には。したがって、先ほど桜井委員がお話しされたように、意義されたように、やはり議員間討議を発議する側としては、自分が発議する内容の根拠、データ、裏づけ、そういったものをやはりきちんと踏まえた上でまず発議していただくとというのが大前提になるんだろうと思うんです。

○**桜井 卓委員** ということは、議員間討議を求める人は、論点、例えばこれはここが論点だということをほかの議員にも確認をしながら、それを書面なりにして、あるいは口頭でもいいのかもしれないですけども、それを明確にした上で伝えなきゃいけないと、そういうルールということでもいいですかね。

○**工藤日出夫委員長** ほかの委員さんに伝えるというところまで必要なのかどうかは別にして、仮に議案だったとすると審査のための質疑が行われていて、通常ならそれで討論、採決に入る、その間に、この問題のこの議案の中のここまで審査した中で、ここが問題で、これについては私はこうなんですという、ある意味討議のようなものを出し発議をして、その発議されたものが委員会の中で、じゃそれについて委員間討議をしましょうよということを決めるということですので、発議する側が、やはりここはこんなふうにおかしいのでここは私はこうなんですよ

という以上は、先ほど桜井委員がお話しされたように、きちっとしたバックグラウンドを持っていないと討論になって入っていかないと思うんだね、感情論だけになっちゃう。

だから、そういう意味では、論点を明らかにできる背景は、やっぱりそれぞれの発議する人にとってはかなり重要なものなんではないかなという気はいたしますけれどもね。

○**桜井 卓委員** もう、これかなり深いところまで議論していて、要は、早くこれ決めて進めたわけですね。具体的にどうやるんだということを今言っているわけですよ。ということは、今の話で言えば、論点・争点、ほかの人がどう考えているかわからないけれども、私はこれは大事と思うから、こういうふうに私はここが論点だと思う、争点だと思う、ここが問題だと思うということを個人の主観で伝えて、認めてもらえればそれでいいと、認めるほうも、基本的に発案者がそこが論点だということを言ってくれば、もうそれで幅広く認めていくということでもいいのかということを確認したいです。

○**工藤日出夫委員長** 最終的には、会議に諮ってということになりますので、仮にある委員会の中で行われたとしたら、今の議員間討議の発議について各委員がこの発議どおりに行うことに賛成するのか反対するのかということで決まていくと思いますので、そこは、この場合は発議ができるけれどもこの場合は発議ができないということをよくこのガイドラインの中で明らかにしてしまうということは、非常に発議の機

会を狭めてしまうんじゃないかというような気もするので、ここはある程度ざっくりしていたほうがいいのか、それで委員の中の話の中でこれやろう、これは嫌だよねというものに最終的にはなるのかなというイメージなんですけれども、私のイメージとしてはね。

○桜井 卓委員 ありがとうございます。

そのイメージを皆さんでやっぱり共有する必要がありますと思います。限定的にいくのか、それとも幅広く認めていくのか、それを皆さんでしっかりとやっぱりここで議論する必要があるのかなと思います。

〔「ちょっといい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 小久保委員。

○小久保博雅委員 討議事項は…行うものとする。

これちょっと日本語がおかしいんですよね。討議事項はピックアップするものなのか、討議は行うものとするだけでも、だからちょっとすぐ解釈がみんなずれちゃっているんじゃないかな。私が読んだのは、この議案……、討議することは、議会でもってこれとこれとこれとこれとこれってあらかじめピックアップしておいて、それを議員間討議をするかどうかはその中から申出があったものを議運が決定するというふうに読んでいたんですけども、これ会議に諮って行うものとする、討議事項を行うものとするというのはどうも日本語として、ここですごく人によって解釈が違ってきちゃっているんじゃないかと思います。

○工藤日出夫委員長 小久保委員がおっしゃった

解釈のことも一つですけども、討議事項というのは、討議をする内容については、まず議案と請願が中心ですよという意味で言うと、討議事項で、または討議事項と言わなくて、討議は議案、請願のうちの3つぐらいに該当するようなものであれば会議に諮って行くか行わないかというような、そういう解釈なんだろうかなというふうに私は解釈していたんです。

だから、あまり討議か討議事項かというようなところについては、ちょっとあまり正直細かいところまで踏み込んだ考えは私自身は持っていなかったんで、今、小久保委員からそういう御提案というか御指摘がありましたので、そこはまたもう一つ議論はちょっとしていきたいと思います。

滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 この（２）でありますけれども、今までも委員会において執行部に対する質疑などを通じて議員間の中で話し合いをしたほうがよいのではないかとということであれば、休憩の中で各委員から意見を聴取してやっていたと思うんですけども、この配られた案では、事前に会議に諮ってということになっておりますけれども、それぞれ議案、あるいは請願の質疑を受けて、その中でその会議に出席している委員が、これは討議すべきということであればその場で発議して委員会の中で委員に諮って決めてやっていけばいいことではないかなというふうに思っています。

○工藤日出夫委員長 全くそのように、この草案

でも……

○**滝瀬光一委員** いや、これだと事前に諮ることになっているんですよ、議会運営委員会で、協議を行ってと。

○**工藤日出夫委員長** 議会運営委員会で。

○**滝瀬光一委員** ええ、（３）でそういうふうになっているんですよ。だから、これだとなかなか難しくなってくるんですよ。

○**工藤日出夫委員長** ほうほう、３番目でね。

○**滝瀬光一委員** ええ。だから、討議事項についても（２）で桜井委員のほうからもありましたけれども、限定することなく質疑を聞いていて、これは委員間で討議したほうがいいということであれば、そう、委員会の中で決定すればいい話ではないかなというふうに思いますけれども。

○**工藤日出夫委員長** まあ、あれですよ、今ある草案の中の３番目はある程度実施に向けての議会運営委員会という条件付、ここがもし議員間討議をしていく上で、ちょっともうそうじゃなくて質疑の中でできるような形にするというのであれば、次の３番目のところについてはもう一度考え直すというようなこともあってもいいんじゃないかなというふうには思いますけれどもね。

どちらが我々にとって議論が深まるのか、どういうやり方が住民にとって、または傍聴している人にとって審査の内容が理解しやすいのかというところが一つあるんだろうと思うので、そういう意味で言えば、議会運営委員会に全てを持っていくという形でもなくともいいのかな

という考えはありますけれどもね。

○**湯沢美恵委員** やってみたいとなかなか分らないというような表現を委員長もおっしゃっていましたので、まずやる方向であるのであれば、様々な具体的な表現を避けて、先ほど滝瀬委員が言ったように、その場で、この３番に至るとかなりのハードルが上がりますから、様々質疑した中でその場で問題があるなど考えた委員が委員長の許可を得て議員間討議、委員間討議を行うというところが一番やりやすいというか、始めるにはいいんじゃないのかなというところもあります。

その場合、当然、発議するに当たっては、こういう部分についてやはり気になるので、委員の皆さんと議論をしたいんだということについての提案は当然必要になると思いますけれども、本会議となるとそこはかなりハードルが高いのかなと思うので、スルーされちゃいますけれども、（１）の実施する会議のところでは、どうするのかということの判断はこれからになるかなと思うんですけれども、私はまず委員会でやってみるというところで、その場で在席している委員から委員間討議を申し出て、それで進めるという方向がよいのかなとは思いますが。

○**工藤日出夫委員長** 桜井委員。

○**桜井 卓委員** 結局、本会議と委員会と、議案の中でもその先議のものもあれば追加のものもあったりして、いろんなパターンを考える中で、ごっちゃになっちゃっていてよく分からないんですよ。だから、こういう場合、例えば委員会

の中で議論するものについても、分科会で議論するものもあったりするので、ちょっとそれ場合分けして、これはこういうパターン、だから、それをまず先に、まず委員会だけやりましょうというのも一つの案だとは思いますが、請願の場合はこうしましょうとか。

今までもそういった、じゃ試行的にやってみましょうというのはあるんですが、やっぱりまずそういった細かな手順、今まで一番足りていないのって細かな手順の部分だと思っているので、そこの部分をちゃんと一度つくってみた上で、それにのっとってやってみて、それで、ああここをちょっとこうしたほうがいいねとかってやっていくのが試行錯誤なんであって、まずはそこの部分、しっかり場合分けして、こういう場合はこういうふうなルールでいきましようみたいなものをちょっと提案していただきたいなという気がします。

○工藤日出夫委員長 委員長的には、まず委員会を想定した中で1つの形をつくっていく、そこから本会議型に移行するのか、またはそれ以外のところにどう移行していくかということにするのが現実的な。いきなり本会議型から入って行って委員会にというよりは、比較的実証実験しやすい委員会型のところから入って行って、そこをある程度の方向性をまとめながら、これを本会議にどう準用させればいいのか、これをほかの分科会なりいろいろなものにどういうふうにして準用させていくのかというところに変えていくことのほうが現実的なのかなとい

うふうに思ったりはしています。

永井委員、何かございますか。

○永井 司委員 ちょっとそもそも論なんですけれども、討議を行うのって、争点が明らかになるとか問題が顕在化している番号付で書いたやつというのは、ある程度賛否が分かれる議案が想定されているからということでしたでしょうか。

○工藤日出夫委員長 まあ、全員が賛成ですという中で、委員間の討議をするという必要性は多分ないんだろうと思うんです。何らかの形でちょっと疑問があるな、疑義があるなというようなときに、これまでの反対討論、賛成討論だけだと、それぞれの意見の中だけで自己完結するようなものだけでも、そうではなくて、自分の意見を述べて、それに対して意見を聞いてまた述べてというような、そういう討議方式ですから、当然今ここにあるように、何らかの争点がされているということが前提になるとすれば、全員が賛成しているようなものについて改めて何かということは基本的にないだろうし、またそういうものであったとしたら、委員会としては、いやそれは討議に当たらないんじゃないのかということになっていくんだと思うんですよ。

ですから、10議案が出たら10議案全部やっていますよねというような話ではないんだろうと思うんです。

永井委員。

○永井 司委員 では、もしやるとなると、例えば委員会で作るのにしても何でもいいんですけ

れども、委員会でやっていて、例えば請願とか出てきて、請願者に対する質疑の中で、いろいろな肯定的な意見だったり否定的な意見みたいな質疑の仕方があると思うんですけれども、その質疑の雰囲気を見て、委員長なり委員が、これは討議が必要だという中で委員間討議を申し出ると感じる運用方法になっていくんですかね。

○工藤日出夫委員長 私が申し上げる立場にあるかどうか分かりませんが、一般的に、やっぱり請願が委員間討議の対象としては請願はかなりあるんじゃないかな。執行部が出してきた議案は、かなりいろんな意味で練り込んでいるんでしょうから。

しかし、請願は、まさに住民の思いですから、私情、心情に関係なく、様々な思いを請願として出してくるとすると、議員一人ひとり、または会派の中での政党間の問題、様々な問題があって、それなりにいろんな疑問点が多分出てきやすいだろう。そこでは委員間討議のような形でやろうかというところには多分なることが多いんじゃないだろうかな、八王子市も結構請願が多かったですからね、やっているの。あと条例かな、八王子市の場合はね。一番多かったのはやっぱり請願が多いですね。あと、何か分からないけれども、議員報酬と費用弁償に関するのにも委員間討議を行う、これも分かるような気がしますよね、それぞれ個人の考え方があっていしょうから。でも、請願が比較的多いようです。

島野委員、いかがでございましょうか。

○島野和夫委員 なかなか難しい問題かなと思いますけれども、基本的にいかに委員間討議をしながら自己の主義・主張をしっかりと訴えられるか、桜井委員がおっしゃるとおり、それは正確なデータを基に、根拠を基に主張していくわけですけれども、基本的に議員というのは他者、いろんな議案とか物事に対して問題点を指摘する、そういう性格な部分も多くあって、なかなか合意形成を図るとするのは非常に難しいのかなというふうに思います。

そういった中で、委員会においては、そういった、これまで先ほど滝瀬委員がおっしゃったように、休憩をしてそれぞれの意見交換をしながら進めてきたという経緯はあります。それも含めて、委員間討議をすることによって議案とか政策に対しての深掘りは確実にできると、またそれを主張する議員については、それなりの研さんをして臨んで、議員力もアップする、この2つはよい点であるかなと思います。

ただ、23条の3項に書いてある合意形成を図り意見集約を図る。ここは小久保委員がおっしゃったとおり、なかなか難しい課題も多いのかなというふうに思いますが、いずれにしても自由討議をしながら進めていくというのは非常にいいことだなと思います。そこに関わる、それを采配する委員長なり議長の力量も問われてまいりますので、そこもしっかり研鑽をしながら進めていく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○**工藤日出夫委員長** 私も先ほど申し上げましたように、請願なんかが出て、最終的に休憩をしてどうしようかみたいな協議をする、それで最終的に決めました。よく請願を出した方とか、または傍聴に来ていた人たちが、何でそこへ至ったのかというのは全く見えないけれども、再開して結論だけのところで出てきたというのは、非常に不信感があるんだよねということはよくありましたから、そういう意味では、公開の場で議員間が、委員が討議するという形は、住民から見たら非常に信頼性が高くなるんだろうなという気はいたしますがね。

桜井委員。

○**桜井 卓委員** 今、島野委員が言ったのはそういうことじゃなくて、そういった意見を聞くというのはもう当然として、それを明らかにするということなんだけれども、その先が難しいという話を多分されたんだと思うんですよね。いろんな意見が出てきた中で、それを明らかにするというのは非常に重要だと。ただ、それを合意形成していく、どうすればみんなが納得できるか、だから、それは請願の場合はどうしても賛否という形にならざるを得ないところはあると思うんですけれども、例えば、私がこの間総合振興計画の基本構想で出した修正案みたいなもの、あれ、ここがこうだったら乗れるよねみたいなところをまとめ上げていって、最終的にじゃ議会でこうしようという、そこが難しいということなのかなと思っています。

だから、それを最初に戻りますけれども、小久保委員からは、いや最終的にはそれはどこかで切らなきゃいけないという話もあったんだけど、私は、できるだけそれをどうやったらこれをお互いがのめるのかというところをつくっていくのが議員の仕事だし、そこが一番難しいし、今回の中でも、条例の中にも書いてありますよね、合意形成を図るって書いてあるんで、やっぱりそこを目がけていかなきゃいけないんだろうということは、そこが大事なんだということちょっと確認しておきたいなと思います。

○**工藤日出夫委員長** いや、もう全く今おっしゃるとおりに、我々は合議体ですので、合意形成を図るのが議会の最大の責務ですから、議論のしっ放しで結論も出さなかったというような話にはならないので、そこはやっぱり委員長なり、そこに関わっている委員の人たちが自分の意見を持ちながらも最終的にはどこかで収めていく、収めるところが、こここのところで収まるのかここで収まるのかということだと思うんです。収まった中でも自分のいろんな意見が何らかの形で組み込まれているというのが合意形成だと思うので、そこに至るには、やっぱり全員がそれぞれの持っている意見を明らかにしながら人の意見を聞きながら自分の意見を言い合うというところに、多分この討議の最大のメリットというかよさがあって、いわゆる合議機関としての役割が果たせるということにつながっていくんだろうかなというふうには私は考えてはいるんですけれども。

さて、それで、先ほど議会運営委員会のところについては、奥州市は今議会運営委員会の中でということになっているようですけれども、私として、今このガイドラインをつくっていく過程の中で何回か実証実験のような議員間討議をしながら最終的にいろんなチェックをしたいというふうに考えております。そういう意味で言えば、議運にいちいち諮りながらやっていくという形ではなく、単独で申し出て、そのことについて進めてみるというところからスタートしていきたいと考えていますし、これはもう本当に仕上げの段階になったら、例えば議案審査をしていて質疑が終結後にやるのか、終結しないままやって、討議をしてまた質疑に入って討論、採決というところに向かっていくのかというのも、実際にやりながらの中で最終的にはガイドラインに示していったらどうかというふうには考えてはいるところです。

時間の制限について、八王子市は何か10分って、この10分という意味がちょっと僕よく分からないままに帰ってきちゃったんですけれども、10分間で討議ってできるものなのかなって、この10分というのがなかなか私もよく分からなかったんですけれども。発言の回数や時間的なものは、ある程度の時間は私は必要になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、大嶋さんどうでしょうかね、ここは。

○大嶋達巳委員 これ何度も言いますが、議会では言論の府で自由闊達な議論をしようとしているわけですから、そこは一定程度の議論、

発言は必要だと思います。もう既に会議規則等で発言の項目がありますから、それを参照にして、要は、委員会の中でやるのであれば、その委員会の中の決め事になりますので、委員長を中心として、発言の回数であるとか、時間の制限をかけるのであればそれはその中で決めればいいことであって、基本的には自由に発言ができる体制がいいんじゃないかと思います。

○工藤日出夫委員長 副委員長はどうですか。

○中村洋子委員 委員会ですとやってみるという状況は、まず議運の委員会の中で決めていただいてみたいと思うんですけれども、全体の中で、これからやるとした場合には。そして、委員会で質疑をした後に議員間討議をやってもいいよという状況の中で、この問題は議員間討議をしたほうがいいねということを発議する方がいて、それは委員長が全部選ぶということではなく、委員で自由に出していいかというふうに思います。そして、委員間でそれは必要だとか必要ないかという話も出てくるだろうし、そういう多数決の中で委員間討議も充実されて深掘りされるということが見えてきたんですけれども、そういうやり方でいいかと思います。

また、議員の中から決議というのも出しますよね。そういうときには、決議の内容について議員間討議というのは非常にされるという経験もありました。そういうことも一文入れておいていただきたいなというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 それぞれの地方議会で、もう既にこの委員間討議なり議員間討議は始まっ

ていて、それぞれの議会の特色を持ちながら進めていっているようです。それらの要綱のようなものを集めてくると、それぞれの町のそれぞれの特色があつて、全部が全部、じゃ我々の議会に適用できるのかということでもないだろうし、重要なことは、我々の議会の中で、まさに議会基本条例にある言論の府として恥じない議員間討議、委員間討議といったようなものがどのような形なら住民の皆さんに御納得していただけるような議論ができるのかというところが一番の問題点だと思います。

実際にやってみて、我々の議員としての力量も当然関係してくるものだと思うんです。ですから、要綱だけ定めたりガイドラインを定めて、じゃこれでもって一件落着ですという話にはならないと思うので、もう一度、今日皆さんからいただいた意見を踏まえながら、いわゆる試行的に実施するための要領というかそういうものの案を私のほうで引き取らせていただいて、今日の議事録とを精査しながら、もう少し実験的にやるための要綱のようなものをつくらせていただくというところで今日のところの議論はこれでよろしいでしょうか。できれば早めに決めて早めに皆さんのところに返して、閉会中の中で、この委員会の中で実験をしてみたいと思っています。

桜井委員。

○桜井 卓委員 次のこの会議の場に、そういったガイドラインというか、こういうふうののつとってやりましょうというものが案として示さ

れるということによろしいですか。

○工藤日出夫委員長 閉会中の審査の委員長の決議をしなくちゃなりませんので、協議会か何かを開く中で、できるだけ早めに1回みんなで試みをしてみたいと思っているんで、その試みのための実施要綱のようなものを、ざっくりしたものですけれども、作らせていただいて、それを皆さんのところにフィードバックしますから、またそれで御意見をいただいて閉会中の次の会議のときにでもやってみたいと思っておりますので、取りあえず今日いただいた意見を踏まえた上で、かなりざっくりしたものにはなと思いますけれども作らせていただくということによろしいでしょうかね。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それだとなかなか進まないのではないのでしょうか。そもそもこれがもう委員間討議だと思います。ですからやれるんですよ。どういう場面でやるかとか、発議は誰がどういうふうにするかとかもうすぐ決めちゃって、今定例会の中でもそういう場面が来たらやってみたらいかがですか。

○工藤日出夫委員長 定例会の中で。

○大嶋達巳委員 これから常任委員会とかありますから、その中で、もしそういう案件が出てきたらやってみたらいいんですよ。それで問題点が出たら、それをフィードバックしてマニュアルにしたらいんじゃないかと思いますけれどもいかがですか。

○工藤日出夫委員長 という御意見がありました

けれどもいかがですか。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 ガイドラインがない中でやるのもなかなかハードルが高いのかなということもあるのと、あと今回出されているやつも、本会議の中でやるのか委員会の中のほうでやるのかということについても意見の方向性がきちんと分かれているわけではないので、本会議でやる場合と委員会でやる場合は、やっぱりやり方に関しては多少違ってくるんじゃないかというところから、そのあたりの合意形成だけは最低限必要ではないのかなと思います。

それが合意形成がなければ、(3)に出されている部分まで必要になるか、ないのかということについても争点になってくるんじゃないかと思うので、方向性だけ、本会議でもやるのか、委員会だけでまずやってみるのかということについての方向性がないと、なかなかすぐに結論は出せないんじゃないのかなと思います。

○工藤日出夫委員長 そういう意見もあります。

桜井委員。

○桜井 卓委員 次あたりにはしっかりと、もうこれでいこうかどうかというところぐらいまで決めていかないと、このペースだと本当終わらないですから、何回これにかけるのか分からないですけども、もう次かその次で決めるぐらいの覚悟でぜひ進めていただければと思います。そのためには我々ももちろん協力していきますので。

○工藤日出夫委員長 ほかに。

島野委員。

○島野和夫委員 先日いただいた特別委員会のスケジュールの素案として、次回9月18日、今、委員長がおっしゃったこの委員会での試行的実施に向けたそういったことを議論するということとであります。今、委員長がおっしゃったとおり、要綱も含めてそういったものをしっかり提示していただいて、それで決定すればいいのかなと思います。

○工藤日出夫委員長 私が、ざっくりという表現が良くなかったかと思いますけれども、いずれにしても実証実験のようなものを何回か繰り返さないと最終的なガイドラインとしては決められないので、まずは実験をしていくための最低限必要なルールというか、要綱のようなものを定めた中で、それは委員会でやろうと委員長さんが判断すれば今回の委員会でやっていただいたって別にそれは何かに違反するわけでも何でもありませんので。

ただ、最終的に議長から諮問いただいているガイドラインに仕上げていくには、ここで議論をするだけで、文章化しただけでは多分実効性が上がらないだろうから、ある程度、何回か実験をしてみて、どこに問題があってどこにこうしたほうがやりやすいんじゃないのといったようなものが最終的に仕上がっていきけるような形に持っていきたいということです。まずは、今日示していただいた草案をもう少し具体化したような形につくり変えて皆さんのところにお届けをして、もう一回御意見をいただきたいと

思いますけれども、よろしいでございますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 先ほど来私申し上げていますが、まず委員間討議を最初に固めていきたいというふうに思っていますけれども、それでよろしいでしょうか。本会議も一緒にやりましょうという、また本会議は本会議なりの決まり事も出てくるんでしょうから。

桜井委員。

○桜井 卓委員 それは3常任委員会というイメージですか、予算決算を除く、予算決算も含めて。そこだと随分手順が変わってくると思うんですけども

○工藤日出夫委員長 予算決算を除いて、まずは委員会だけだと私は想定しています。

○桜井 卓委員 分かりました。よろしいと思います。

○工藤日出夫委員長 そういうことでよろしいでしょうか、まず。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 じゃ、委員間討議につきましては、このような形で進めさせていただきます。

その他何かございますか、皆さんのほうから。

○工藤日出夫委員長 中村委員。

○中村洋子委員 すみません、広報公聴の委員会で打合せをして、いつ改めるかというふうなところでは今回の議会の市政報告会ではちょっと難しいだろうというふうな見解はあるんですけども、それぞれの委員の思いというのは受け

止めましたので、ぜひ項目をつくって特別委員会で早めに話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○工藤日出夫委員長 それはまずそちらの委員会である程度まとめて方向性を出してきていただけるといいんじゃないかなと思いますけれども。

○中村洋子委員 分かりました。

○工藤日出夫委員長 平場でもってゼロからというのとはなかなか……、また議論が錯綜しちゃいますので。ある程度そちらのほうで固めたものを持ってきていただいて、ここで最終的にどう議論していくかという形にしていいただければと思うんですけども。

○中村洋子委員 はい。

○工藤日出夫委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 その点なんですけれども、そもそもの議会報告会の位置付けというものが正直明らかになっていないと思うんですね、議会を報告することを今主眼にやっているんですけども、それが例えば意見を聞いて、それこそ政策形成につなげていくという話であれば、広報広聴委員会だけで議論する話じゃないと思うんですけども。だから、そこまでのメジャーチェンジじゃなくて本当にマイナーチェンジ、今のものを少しずつ改善するぐらいのイメージでいらっしゃるんですかね。それってやっぱりその範疇を出ないと思うんですよね、広報広聴委員会の議会報告会の改善というのは。

私はどっちかというと、会津若松でやっているような、我々が出張って行って、意見を聞いて

て、それに対してどうやって政策をつくっていくか、条例にするなり市長に提案するなりというところまでやるような形にするべきなんじゃないかと思っていて、それであれば、やっぱりここでもそういった方向性をもまないといけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○工藤日出夫委員長 まず、今の議会報告会を主催している担当の部門で、現状の認識をどのような形で受け止めていて、何が課題なのかといったようなこと、それと、これからどうすべきなのかということについては、ある程度のまとめたものを出していただきたい。今、桜井委員がおっしゃったように、議会報告会を通して様々な住民の声が政策に反映させていけるような形の議会報告会に変えていくというようなものにすべきなのかどうなのかも含めて、多少今の現状の課題を出していただいたほうが議論としてはしやすいのかなということで、もう少しまとめてもらえたらと思います。

それから、今日皆さんのところにA3の三つ折りの日程表を配付させていただきました。現在、それぞれの委員が抱えている視察または一部事務組合の関係、議長の公務、こういったものを一覧表にさせていただきました。この中で、今、10月、11月の2か月間の中で、特別委員会を開催する日程がかなりこれを見ても結構タイトな日程になっていますので、それぞれの委員さんの、また個人的な用事等もあるんじゃないかと思うので、10月と11月について、ここは可能ですというところがありましたら、それ

ぞれの委員さん丸をさせていただいて事務局のほうに出していただけますでしょうか。それを総合的に調整して、10月と11月の特別委員会の日程を決めたいというふうに思っていますので。前回、監査や事務が入っているのに、日程を入れてしまったというようなちょっと不都合がございますので、そういうことのないように、今回はそれぞれの一部事務組合等も含めて整理していただいた日程調整のための一覧表を作りましたので、ここに自分の御都合のいいところに丸をさせていただいて事務局のほうになるべく早く提出していただいて、今議会中に10月と11月の日程を決めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○工藤日出夫委員長 それぞれの自分の御都合もあると思いますので、都合のいいところに丸をさせていただいて事務局に出していただきたいと思います。それを見て、全員が参加できる日にちを決めていきたいと思います。

閉会を副委員長にお願いします。

○中村洋子副委員長 以上で、第4回議会改革特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時08分